

IV. 關係規則等

IV-1. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科 博士課程黒潮圏総合科学専攻規則

平成20年3月26日

規則第125号

最終改正 令和5年3月3日規則第84号

(趣旨)

第1条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻（以下「専攻」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻の目的)

第2条 専攻は、東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域（以下「黒潮圏」という。）における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題をふかんして、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- (1) それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- (2) 黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- (3) 黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

(コース)

第3条 専攻に、海洋資源科学コース及び総合科学コースを置く。

(特別プログラム)

第3条の2 専攻に、高度専門知識を有し、人間社会と環境の調和のとれた持続的な地域社会の構築をリードする人材を育成することを目的とする特別の教育課程として、「黒潮圏」のグローバル成長戦略に寄与する「環人共生」リーダー育成プログラム（以下「特別プログラム」という。）を置く。

(自己評価)

第4条 専攻は、その教育水準の向上を図り、学則第1条第2項及び本規則第2条に定める目的を達成するため、専攻における教育活動等について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 前項の自己評価を行うため、専攻に自己評価委員会を置く。
- 3 自己評価委員会については、別に定める。

(副専攻長)

第5条 専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長が指名する。

(指導教員)

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導を行う副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人以上とする。副指導教員のうち1人は主指導教員と異なる専門分野の教員とする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合は、研究指導を担当する資格を有する准教授・講師・助教をもって充てることができる。

4 専攻長は、専攻会議の議を経て、主指導教員及び副指導教員を定める。

(教育方法)

第7条 専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）等によって行う。

2 専攻において、教育上有益と認めるときに限り、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(教育方法の特例)

第8条 専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、指導教員の指導の下に、別表第1の中から必修科目5科目6単位を含めて14単位以上を修得しなければならない。なお、所属するコースの授業科目を4単位以上修得するものとする。特別プログラムを履修する者も同様とする。

(単位の計算方法)

第10条の2 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習は15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは45時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(他の専攻又は他の大学院の授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を当該専攻長の許可を得て履修することができる。

2 学生は、専攻が特に必要と認めたときは、学則第65条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、4単位を限度として、第9条に定める単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第13条 学生が専攻に入学する前に大学院(科目等履修生として履修した単位を含む。)で修得した単位の認定を受けようとするときは、専攻長に願い出て認定を受けるものとする。

(成績評価)

第14条 履修科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(単位の修得)

第15条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行う。

2 前項の規定にかかわらず、演習その他特定の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することがある。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、専攻において別に定める。

(事務)

第17条 専攻に関する事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、専攻の運営に関し必要な事項は、専攻会議の議に基づき、専攻長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第131号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月10日規則第34号)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月14日規則第21号）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則施行の日以前に在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する者の履修については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日規則第76号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月15日規則第77号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月27日規則第75号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月27日規則第78号）

1 この規則は平成31年2月27日から施行し、平成30年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月23日規則第29号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月12日規則第72号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日規則第70号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月3日規則第84号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、第10条の2に係る改正を除き、なお従前の例による。

別表第1 (第9条・第10条関係)

科目区分	授業科目	単位数	備考	
共通科目	黒潮圏総合科学特論	◎1		
	黒潮圏セミナー	◎1		
	特別講究	◎1		
	黒潮圏科学特別演習	◎2		
	科学リテラシー	◎1		
	社会経済調査特論	1	} 2科目選択	
	生態環境調査特論	1		
	物質解析手法特論	1		
		未来共創学特論	1	
コース専門科目	海洋資源科学コース	海洋生物多様性特論	2	
		分子生物学特論	2	
		機器分析特論	2	
		地球惑星環境科学特論	2	
		天然物生合成特論	2	
		薬理学特論	2	
		鉱物資源地質学特論	2	
		生物地球化学特論	2	
		環境磁性特論	2	
		海洋環境変遷学特論	2	
		生命情報科学特論	2	
		水圏ウイルス学特論	2	
		黒潮海洋物理学特論	2	
		海洋資源科学特論	2	
	総合科学コース	進化生態学特論	2	
		底生生物学特論	2	
		海洋生物資源管理学特論	2	
		分子細胞生物学特論	2	
		海洋圏環境生理学特論	2	
		鯨類学特論	2	
		熱帯土壌生態学特論	2	
		地域環境経済論特論	2	
		黒潮圏開発経済論特論	2	
		地域農林経済論特論	2	
		健康栄養科学特論	2	
		黒潮圏水産開発論特論	2	
植生景観学特論	2			
黒潮圏環境史特論	2			

	環境倫理学特論	2	
	地域地理学特論	2	
	体力科学特論	2	
	科学技術教育特論	2	
	魚類生態学特論	2	
	植物遺伝資源学特論	2	
	生活環境健康安全科学特論	2	
	黒潮圏理論生物学特論	2	
	総合科学特論	2	
単位数欄に◎のある科目は必修科目を表す。			

IV-2. 高知大学大学院総合人間自然科学研究科長期履修学生規則

〔平成 20 年 3 月 26 日〕
規則第 82 号

最終改正 平成 27 年 12 月 14 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学学則第 26 条第 3 項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科（以下「研究科」という。）において、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱いに関しては、この規則の定めるところによる。

(延長期間)

第 2 条 長期履修学生として標準修業年限を超えて履修を延長できる期間は、学期の区分に従い、6 か月を単位として、当該教育課程の標準修業年限と同一の期間を限度とする。

2 長期履修期間中に休学した場合は、その休学期間は長期履修期間に含まないものとする。

(申請手続)

第 3 条 長期履修学生となることを希望する者は、長期履修申請書（様式 1）を別に定める期間内に研究科長に対し提出するものとする。

(履修期間の変更)

第 4 条 長期履修学生が履修期間の変更を希望するときは、履修期間の短縮については、希望する履修期間の短縮の終期より少なくとも 6 か月以上前に、履修期間の延長については、当初の申請時の履修期間の終期より少なくとも 6 か月以上前に、長期履修期間変更申請書（様式 2）を研究科長に対し提出するものとする。

(許可)

第 5 条 前 2 条の申請に対する許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、研究科における長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学大学院人文社会科学研究科長期履修学生規則（平成 16 年規則第 320 号）、高知大学大学院教育学研究科長期履修学生規則（平成 17 年規則第 627 号）、高知大学大学院理学研究科長期履修学生規則（平成 18 年規則第 56 号）、高知大学大学院農学研究科長期履修学生規則（平成 16 年規則第 412 号）及び高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科長期履修学生規則（平成 17 年規則第 606 号）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 19 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 5 日規則第 120 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 17 日規則第 34 号）

この規則は、平成 21 年 9 月 17 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 110 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 14 日規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

IV-3. 博士課程黒潮圏総合科学専攻における早期修了に関する申合せ

平成 29 年 11 月 29 日
黒潮圏総合科学専攻会議

高知大学学則第 73 条第 1 項ただし書きに規定する早期修了の黒潮圏総合科学専攻における取り扱いについて、次のとおり申し合わせる。

(早期修了の要件)

- 1 黒潮圏総合科学専攻における学則第 73 条第 1 項に規定する「優れた業績をあげた者」とは、次の各号に掲げる事項すべてを満たした者とする。
 - (1) 在学中の研究成果に基づく学位論文に関連した筆頭著者論文が、少なくとも 1 編は公表（掲載予定も含めて）されていること。
 - (2) 当該研究分野課程博士取得者の水準をはるかに上回る研究業績をあげたことが審査委員会において認められること。

(申請)

- 2 早期修了を希望する者は、1 年次に 1 年間の在学期間で修了を希望する場合は入学後 1 週間以内に、それ以外の者で 3 年未満の在学期間で修了を希望する場合は、原則として、修了希望日の 1 年前までに、次の各号に掲げる書類を、主指導教員を経て黒潮圏総合科学専攻長に提出するものとする。
 - (1) 早期修了希望申請書（様式 1）
 - (2) 授業等計画書（様式 2 又は任意様式）
 - (3) 学位論文研究計画書（様式 3 又は任意様式）
 - (4) その他参考となる資料（任意提出）

(申請時の審査)

- 3 前項の申請書の提出を受けた専攻長は、教務委員会に研究計画等の内容を確認させた上で、専攻会議において早期修了希望の申し出を認めるかについて研究計画等及び希望者による研究計画発表の内容を踏まえた審査を行い、判定の結果を希望者に通知する。

(授業科目の履修)

- 4 前項の審査の結果、早期修了を希望することが認められた場合は、当該授業等計画書に基づいて授業科目の履修を行うものとする。

(早期修了要件認定見込み判定)

- 5 早期修了を希望する者については、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻学位論文審査等に関する実施要項（以下「実施要項」という。）第 4 条から第 7 条の規定に基づき行う予備審査において、実施要項第 4 条第 2 項に規定する予備審査内容に加えて、早期修了要件認定の見込みについて審査を行う。
- 6 前項の審査のため、早期修了を希望する者は、実施要項第 5 条第 2 項に規定する予備審査に必要な書類

に加え、次の各号に掲げる書類を実施要項第5条第1項に規定する申請期限までに、提出しなければならない。なお、1年次に1年間の在学期間で修了を希望する場合は、実施要項第5条の規定にかかわらず、4月入学者は9月30日（休日のときは前平日）、10月入学者は3月31日（休日のときは前平日）までに提出しなければならない。

- (1) 早期修了審査願（様式4又は任意様式）
- (2) 早期修了推薦書（様式5又は任意様式、主指導教員作成）
- (3) 博士論文研究指導報告書（早期修了に関する所見を記入すること。）
- (4) 学修進捗状況報告書

7 第5項の審査を行う予備審査委員会には、副指導教員Aが推薦した外部審査委員を置き、外部審査委員の意見を踏まえながら「優れた業績をあげた者」の要件を満たす見込みについて審査した上で、予備審査の結果とあわせて、実施要項第7条に規定する予備審査結果報告書に代えて、早期修了資格要件等審査結果報告書（様式6）を専攻長に提出する。この場合において、「優れた業績をあげた者」の要件を満たす見込みについてインパクトファクターによる審査が可能な場合は、外部審査委員を置かず審査を行うことができるものとする。

8 前項の報告書の提出を受けた専攻長は、早期修了見込みの審査結果について、実施要項第7条第2項の規定に基づく予備審査結果の通知にあわせて申請者に通知を行う。

（早期修了の判定）

9 早期修了を希望する者については、実施要項第8条から第12条の規定に基づき行う学位論文審査及び最終試験において、あわせて早期修了の判定を行い、実施要項11条第1項に規定する審査結果報告書に代えて、早期修了審査結果報告書（様式7）を専攻長に提出するものとする。

10 前項の早期修了の判定のため、実施要項第9条に規定する審査委員会では、副指導教員Aが推薦した外部審査委員の意見を踏まえ「優れた業績をあげた者」の要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

（雑則）

11 この申合せに定めるもののほか、黒潮圏総合科学専攻における早期修了に関し、必要な事項は黒潮圏総合科学専攻会議が別に定める。

IV-4. 学生本人等の個人情報の取扱いについて

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

高知大学では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）」に基づき、適正な管理の下、本学が保有する個人情報を保護しています。大学として、学生のみさんから提供を受ける個人情報は数多くありますが、本学が保有する学生本人等の主な個人情報の取扱いについて次のとおりお知らせします。

学生本人等の個人情報及びその利用目的

本学が保有する学生本人等の主な個人情報は、入学試験情報及び入学手続き時に提出していただいた情報ならびに入学後の修学支援・指導、学生生活支援・指導、健康等の管理・指導に必要なものとして作成あるいは提供を受けて取得した情報です。

※個人情報の収集と利用目的について

本学では教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の利用目的のために収集します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき、学生本人等への連絡を行います。

- 教育，授業改善
- 災害時等の安否確認
- 学籍管理，学籍異動管理，健康管理，奨学金管理
- 履修登録確認，履修管理，履修指導，成績管理，授業実施，学生名簿作成
- 修学指導，修学支援
- 大学，大学院等の進級・転学部・転学科，卒業後の進路に関する情報管理
- 学生証発行，学位記作成，各種証明書の発行
- 学費情報管理，口座情報管理
- 学生生活・課外活動支援
- 就職関係情報の作成，管理
- 学内施設・設備の利用管理，防犯カメラの設置による映像情報管理
- 図書館利用情報管理
- 成績通知書及び履修状況の父母等への送付・・・対象：学部生のみ
- 父母等との成績，履修相談
- 卒業後の各種案内送付
- 学術交流協定等による協定大学への情報提供
- 学内ワークスタディ等の雇用管理，給与等の支払い
- 教育研究及び入学試験・学生募集の改善
- 大学の広報活動への協力依頼
- 教育研究活動の支援及び本学の発展に資する活動

IV-5. 気象警報・避難勧告等発表または発令時における 授業及び定期試験等の取扱い

本学では、台風等により災害の恐れがある場合に、学生の事故の発生を防止するため、授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いを次のとおり定めています。

1) 気象警報発表時の授業等について

休講の措置等は、キャンパス毎に行うこととし、朝倉キャンパスにあっては高知市、岡豊キャンパスにあっては高知市または南国市、物部キャンパスにあっては南国市または香南市の気象警報に基づく。

(1) 暴風警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「暴風警報」が発表された場合、当日の授業等の取扱いについては、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、午前中の授業等は休講とする。
- ② 午前7時から午前11時までに発表された場合は、それ以後の午前中の授業等を休講とする。
- ③ 午前11時までに解除された場合は、午後の授業等を行うものとし、午前11時までに解除されない場合は、午後の授業等は休講とする。
- ④ 午前11時以降に発表された場合は、それ以後の午後の授業等を休講とする。

(2) 特別警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「大雨」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」の特別警報の発表があった場合の当日の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発表された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(3) その他の警報が発表された場合等の取扱い

その他の警報が発表された場合には、授業等は原則として休講としないが、気象等の状況によっては、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、休講とすることがある。

2) 避難勧告等※発令または発表時の授業等について

各キャンパスの所在地に市町村等から発令または発表された場合の当日の授業等の取扱いは、次の事項のとおりとする。

(1) 避難指示が発令された場合の取扱い

市町村から避難指示が発令された場合、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発令されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発令された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等は実施しない。

(2) 避難準備情報、避難勧告等が発令または発表された場合の取扱い

市町村等から避難指示以外の避難情報が発令または発表された場合には、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。

※避難勧告等について

避難準備情報、避難勧告、避難指示

気象庁の警報・注意報や特別警報とは別に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、気象庁や国土交通省の観測データ、被害状況などに基づき市町村が発令する。

土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で土砂災害の危険度が高まった場合に、都道府県と気象庁が共同で発表する。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月改定内閣府(防災担当))

より抜粋

「市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等が発令する・・・市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。」

3) 居住地域等に気象警報・避難勧告等が発令または発表された場合等の取扱い

学生は、居住地域や通学路等に気象警報や避難勧告等が発令または発表される等の状況により、身の危険を感じる場合には、身の安全を最優先するものとする。これにより授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等により通学が不可能な場合等は、本人の申請により「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて」の事項として取り扱う。なお、定期試験等が受験できない場合(30分以上の遅刻を含む。)は、本人の申請により「高知大学における定期試験の追試験取扱いについて」の事項として取り扱う。

4) 休講措置等の確認及び周知方法等

休講の確認及び周知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 各学部等においては、この申合せによる取扱いを事前に学生及び教職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 気象警報・避難勧告等の確認は、高知地方気象台の天気予報及びマスメディア等により、学生及び教職員各自が行うものとする。
- (3) 大学は、「高知大学教務情報システム(KULAS)」及び「高知大学ホームページ」を通じて周知する。
- (4) 休講決定後、直ちに帰宅することが危険な場合には、全学教育機構長の決定の下、学内に待機させるなどの必要な措置を行うものとする。

5) 補講の実施等

- (1) 1)及び2)の措置により休講となった授業等は、補講等の適切な措置をとるものとする。その実施方法については担当教員が決定し、学生に周知する。
- (2) 定期試験日が休講となった場合は、原則として定期試験期間最終日の翌日(土・日曜日を含む。)を試験代替日とする。

IV-6. 高知大学学術情報リポジトリ運用要項

平成 28 年 4 月 1 日
学術情報基盤図書館長制定

(目的)

1. この要項は、高知大学（以下「本学」という。）において運用する高知大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項について定める。

(定義)

2. この要項において「リポジトリ」とは、本学の学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された学術研究成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で公開することをいう。

(登録対象)

3. リポジトリに登録することができる学術研究成果は以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的な研究の成果であること
 - (2) 本学に所属する研究者が、その主要な部分を作成したもの
 - (3) 電子的フォーマットで作成されていること
 - (4) ネットワークを通じて配信できること
 - (5) 公開することについて、法令および社会通念上の問題が生じないものであること

(登録資格者)

4. リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録資格者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および大学院生
 - (2) その他学術情報基盤図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者

(登録)

5. 登録資格者は、別紙「高知大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」を提出することにより、自らが作成したもしくは作成に関わった学術研究成果を登録することができる。登録にあたっては、学術情報基盤図書館（以下、「図書館」という。）が代行することができる。

(登録された学術研究成果の利用)

6. 図書館は、以下の方法によりリポジトリに登録された学術研究成果を運用する。
 - (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリサーバーに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて無償で公開する。
 - (3) 保存及び利用のための複製・媒体変換を行う。

(利用許諾)

7. 学術研究成果の著作権が登録資格者のみに帰属している場合は、登録資格者は6. に掲げた利用を無償で許諾するものとする。

8. 学術研究成果の著作権が登録資格者を含め複数の者に帰属している場合は、登録資格者は、6. に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

9. 学術研究成果の著作権が登録資格者以外に帰属している場合は、登録資格者は、6. に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(著作権)

10. 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(公開の解除)

11. 図書館は、以下の場合には、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

(1) 登録者が、公開の解除を申し出た場合

(2) 盗用または内容が著しく不適切である等の理由により、館長が公開の解除を決定した場合

(その他)

12. 本運用要項に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

(附則)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する